

個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下「この法人」という。）の保有する個人情報の適正な保護を目的として、その取扱いについて定める。

2 個人情報の保護に関して、この規程に定めのない事項は「個人情報の保護に関する法律」の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

(5) 要配慮個人情報

「要配慮個人情報」とは、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報であって、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれるものをいう。

(6) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

（適用範囲）

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。

2 専門委員、顧問及びこの法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。

3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 この規程は、この法人が保有している個人情報（その扱いが委託されている個人情報を含む。）、及びその扱いを委託している個人情報を対象とする。

（個人情報管理責任者）

第4条 個人情報管理責任者は、必要に応じて、この法人で取り扱う個人情報等について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

（個人情報保護方針）

第5条 この法人における個人情報の適法かつ適正な取扱いを確保するため、個人情報保護方針を定める。

2 個人情報保護方針は、職員に周知せしめるとともに、ホームページに掲載する等の措置を講じるものとする。

第2章 個人情報の取得

（個人情報等の取得）

第6条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

2 個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

(1) この法人の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先

(2) 個人情報等の利用目的

(3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法

ア 当該データの利用目的の通知を求める権利

イ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利

ウ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

エ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

3 前項にもかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。

(1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等（ただし、要配慮個人情報を除く。）を取得した場合。

(2) 個人情報保護法第16条第3項に定める各事由が存在する場合

第3章 個人情報の利用

（利用目的及び個人情報の利用）

第7条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、別に定める「公益財団法人公益法人協会が業務上保有する個人情報等の利用目的」に定めるこの法人の業務において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的（前条第3項第1号の事業の承継の場合には、承継前の利用目的）の範囲内でなければならない。

2 利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

（個人情報等の提供）

第8条 法令で定める場合を除き、個人情報等は第三者に提供してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報等（要配慮個人情報を除く）を当該業務委託先に対して提供できるものとする。

(1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること

(2) 個人情報等の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること

(3) この法人との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。

4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

第4章 個人情報の管理

(個人情報等の正確性確保)

第9条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報等の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報等を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第11条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第12条 利用する必要がなくなった個人情報等については、直ちに当該個人情報等を消去・破棄しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、これをこの法人の「文書管理規程」に定める期間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第13条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第14条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

- ア 漏洩した個人情報等の範囲
- イ 漏洩先
- ウ 漏洩した日時
- エ その他調査で判明した事実

2 個人情報管理責任者は、理事長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない。

第5章 個人情報の開示・訂正・削除・利用停止

(自己情報に関する権利)

第15条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第16条 この法人がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第17条 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。

3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について理事長に報告するものとする。

第6章 雑 則

(細 則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。。

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議をよる。

附 則

この規程は、平成30年10月15日より施行する。(平成30年10月15日理事会議決)

個人情報保護に関する基本方針

一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、「この法人」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する法令・ガイドライン等に則り、下記の方針に基づき個人情報の適正な保護に努めます。

記

1 利用目的を明示して収集します

個人情報を収集する場合は、必ず利用目的を明示し、本人から提供された情報を取り扱います。

2 明示された目的のみに使用します

この法人が取得した個人情報は、明示された利用目的の範囲でのみ使用します。

なお、業務遂行上、やむを得ず個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、必ずこの法人と個人情報保護にかかる契約を結んだ信頼ある業者に委託します。

3 第三者に提供いたしません

個人情報は、事前に本人の同意がない限り、第三者に提供いたしません。

4 いつでも開示、訂正、追加または削除します

申し出があったときは、本人であることを確認し、登録された情報の開示、訂正、追加または削除を行います。

5 適用を除外する場合があります

この法人は、個人情報を上記のとおり取り扱いますが、法令に定めがあるとき、人の生命・財産の保護の必要があるとき、または公的機関への協力が必要であるときは、上記の取り扱いを適用しない場合があります。

6 安全管理対策を実施します

この法人は、個人情報について、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん、漏洩、滅失または毀損を防止するために、厳重な安全管理対策を実施いたします。

7 管理体制を整備します。

この法人は、個人情報を適切に取り扱うための管理体制を整備し、個人情報を安全かつ適切に管理するとともに、職員の啓発や適切な苦情処理等に努めます。

8 関係法令・ガイドライン等の遵守

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および関係法令を遵守して運用します。

9 安全管理措置に関する事項

特定個人情報の安全管理措置については、「特定個人情報取扱規程」にて明確化しています。

10 継続的に改善します

個人情報の保護を確実に実施するため、継続的にその対策を見直し、改善を図ります。

<お問い合わせ窓口>

個人情報の取扱いに関する問い合わせは、以下のとおりです。

担 当： 一般財団法人中部圏地域創造ファンド

電 話： 052-228-0350 F A X： 052-228-0360

メール： crcdf@crcdf.or.jp

<個人情報の利用目的>

この法人は、事業を行うにあたり、住所・氏名・生年月日・郵便番号・電話番号・FAX番号・メールアドレスなどの個人情報をお預かりします。これらの個人情報は、次の目的で利用いたします。

- ・ 寄付金の受け入れに関する事
- ・ 民間公益活動への助成に関する事
- ・ セミナー・研修会、助成事業成果報告会の開催に関する事
- ・ その他、この法人の事業に付帯・関連する事項